

相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）
改良事業に係る導水施設整備工事

実施方針

令和2年7月

横浜市水道局

目次

第1	本工事の概要	1
1	工事の目的	1
2	工事内容に関する事項	1
第2	入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項	3
1	入札参加者の募集及び落札者の選定方法	3
2	入札参加者の募集及び落札者の選定スケジュール	3
3	応募手続等	5
第3	入札参加者の備えるべき参加資格条件	8
1	入札参加資格	8
2	入札参加資格の喪失	9
第4	審査及び選定に関する事項	10
1	評価委員会	10
2	落札者の決定	10
3	評価結果の公表	10
第5	提出書類の取扱い	10
1	著作権	10
2	特許権等	10
第6	請負人の責任明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1	基本的な考え方	11
2	要求水準と契約不適合	11
3	技術提案等が達成されなかったときの対応	11
4	予想されるリスクと責任分担	11
第7	契約に関する事項	12
1	予定価格	12
2	請負契約及び工事の流れ	12
3	入札保証金及び契約保証金	12
第8	工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	12
第9	その他	12
1	入札に伴う費用負担	12
2	情報公開及び情報提供	12
3	本工事の実施方針に関する問合せ	12
様式1	資料貸与申請書	
様式2	守秘義務の遵守に関する誓約書	
様式3	現場見学会参加申込書	
様式4	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書	
様式5	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書	

用語の定義

- ・ 設計 : 工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
- ・ 施工 : 工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- ・ 工事 : 設計及び施工をいう。
- ・ 工事目的物 : 工事の目的物たる構造物をいう。
- ・ 設計成果物 : 請負人が設計した工事目的物等の施工及び仮設その他の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
- ・ 本工事 : 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事をいう。
- ・ 水道局 : 横浜市水道局をいう。
- ・ 監理技術者等 : 監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者をいう。
- ・ 技術提案 : 工事目的物の品質及び施工技術等に係る設計段階からの提案をいう。
- ・ 技術提案等 : 入札参加者が提出した技術提案並びに設計を含む施工計画、入札参加者の設計・施工能力及び社会性・信頼性をいう。
- ・ 技術資料 : 技術提案等に関する資料をいう。
- ・ 工水 : 工業用水道をいう。
- ・ 旧旭・瀬谷 S C : 旧旭・瀬谷地域サービスセンターをいう。

第1 本工事の概要

1 工事の目的

既設相模湖系導水路は、相模湖系原水を西谷浄水場及び工業用水道鶴ヶ峰沈でん池に導水する施設である。浄水処理用途の相模湖系水利権は一日当たり 39.4 万立方メートルを有しているのに対して、鶴ヶ峰接合井から西谷浄水場までの導水能力は現状一日当たり約 27 万立方メートルであり、上記の一日当たり 39.4 万立方メートルを満足していない。また、川井接合井から鶴ヶ峰接合井までの区間は、耐震性が不足している。

本工事は、導水能力の増強及び耐震性の確保を目的に、川井接合井から西谷浄水場までの既設相模湖系導水路約 10 キロメートルの改良を行うものである。



図 1-1 相模湖系導水路概要図

2 工事内容に関する事項

(1) 工事名

相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事

(2) 公共施設等の管理者の名称

横浜市水道事業管理者 水道局長 大久保 智子

(3) 工事場所

横浜市旭区上川井町 2555 番地から横浜市保土ヶ谷区川島町 522 番地まで

(4) 工事形態

ア 発注方式

本工事は、設計及び施工を一括して請負人に委ねる設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。

イ 契約の形態

水道局は、本工事は設計及び施工に関する工事請負契約を落札者と締結する。

ウ 完成期限

設計 令和5年3月まで

施工 令和15年3月まで

ただし、鶴ヶ峰第二接合井から西谷浄水場間の工事目的物については、令和10年3月までに水道局へ部分的に引き渡すものとする。詳細は、別途、要求水準書(案)に示す。

エ 本工事の対象範囲

本工事の対象範囲は次のとおりとする。請負人は、設計及び施工を一体の工事として実施する。

(ア) 設計

- a 測量
- b 地質調査
- c 詳細設計

(イ) 施工

(5) 関連する他工事

本工事は、工事期間、工事場所、工事目的物完成後の運用方法等について、水道局が別途実施予定の次の工事と一部が関連する。

表 1-1 関連する他工事

場所	工事名
西谷浄水場内	西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事
西谷浄水場内	西谷浄水場再整備事業(排水処理施設)

(6) 入札説明書等への反映

実施方針公表後における民間事業者からの質問・意見を踏まえ実施方針に変更が生じる場合は、入札説明書等に反映させる。

第2 入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項

1 入札参加者の募集及び落札者の選定方法

(1) 請負人に求める役割

本工事は、水道局において最大口径となる 2,400 ミリメートルの導水管及び 1,500 ミリメートルの連絡管を、新たなルートにシールド工法で布設する。布設に当たっては、次の特殊性がある。

ア 布設延長が約 9 キロメートルと長く、付近の鉄道事業関連施設（東海道新幹線及び相模鉄道線）及び他の地下埋設物に影響を与えないように地下約 30 メートルから 50 メートルの深さに布設する必要がある。

イ 約 30 メートルの高低差がある 2 種のシールド路線を、縦配管を介して接続する必要がある。

ウ 既存施設を稼働させながら新・旧施設の運用切替えを実施する必要がある。

このことから、請負人の独自の技術やノウハウを活用したコスト縮減、工期短縮等を実現する優れた業務の遂行を求めるものである。

(2) 落札者選定方法

本工事の競争入札における落札者の選定は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、技術提案等及び入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により行うものとする。また、本工事は WTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

なお、本工事の入札手続は、次のとおり実施することを予定している。詳細は、調達公告時に入札説明書等で示す。

ア 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認として、第 3 に定める入札参加資格を有することを確認する。

イ 提案内容の審査

技術提案の審査は、第 4 による。

なお、提案内容の審査は、書面の審査のほか、プレゼンテーションを通じて行う。

(3) 落札者決定基準の主な着眼点

ア 工事目的物の性能

イ 効率的で確実な施工

ウ 市内経済への貢献と環境への配慮

2 入札参加者の募集及び落札者の選定スケジュール

入札参加者の募集及び落札者の選定スケジュールは、次のとおり予定している。

表 2-1 入札参加者の募集及び落札者の選定スケジュール（予定）

実施内容	年月
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和2年7月
資料貸与及び現場見学会	令和2年8月
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付（締切）	令和2年8月
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表	令和2年9月
調達公告及び入札説明書等の公表	令和2年10月
入札説明書等に関する質問の受付（締切）	令和2年11月
入札説明書等に関する質問への回答の公表	令和2年11月
入札参加資格確認申請書類の提出（締切）	令和2年12月
入札参加資格確認通知の送付	令和2年12月
入札（入札書及び技術資料の提出）	令和3年1月
技術資料等に関するプレゼンテーション	令和3年3月
落札者決定及び入札結果公表	令和3年4月
工事請負契約（設計・施工一括）締結	令和3年4月

3 応募手続等

(1) 資料貸与

資料貸与を次のとおり実施する。

- ア 貸与日 令和2年7月27日から令和2年8月21日まで（予定）
（平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで）
- イ 貸与資料 貸与資料は、表 2-2 のとおり

表 2-2 貸与資料一覧

番号	名称
貸与資料 1	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う基本設計業務委託 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料 2	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その1） 報告書 平成31年3月（参考）
貸与資料 3	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その2） 報告書 平成31年3月（参考）
貸与資料 4	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その3） 報告書 平成31年3月（参考）
貸与資料 5	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その4） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料 6	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その5） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料 7	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その6） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料 8	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その7） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料 9	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う地質調査業務委託（その8） 報告書 令和2年3月（参考）
貸与資料 10	西谷浄水場再整備事業に伴う測量業務委託 報告書 平成30年3月（参考）
貸与資料 11	水道工事設計積算要領 令和2年4月版

- ウ 申請期限 令和2年8月18日 午後5時まで
- エ 申請方法 電子メールによる資料貸与申請書（様式1）の提出
なお、送信者は電子メールの送信後、水道局に対し、申請期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
- オ 申請先 横浜市水道局施設部建設課設計係
〒240-0046 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号 西谷第2分庁舎

(電話番号) 045-331-5560

(電子メール) su-kensetsu@city.yokohama.jp

カ 貸与方法 上記オに示す場所での直接配布

キ 注意事項

- (ア) 資料媒体は電子データ（DVD-R）とする。
- (イ) 貸与日時については、申請者に別途通知する。
- (ウ) 同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。
- (エ) 資料貸与時の質疑は受け付けない。
- (オ) 資料貸与時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）の原本を提出すること。
- (カ) 貸与資料は、本工事に係る技術提案や入札への参加を検討することを目的とした参考資料であり、本工事の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

(2) 現場見学会

現場見学会を次のとおり開催する。

ア 開催日 令和2年8月5日、8月6日及び8月7日（予定）
(午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで)

イ 対象場所 (川井浄水場内)
横浜市旭区上川井町 2555 番地
(旧旭・瀬谷SC内)
横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目 32 番 8 号
(西谷浄水場内)
横浜市保土ヶ谷区川島町 522 番地
(鶴ヶ峰配水池構内)
横浜市旭区鶴ヶ峰本町二丁目 39 番 1 号
(工水事務所敷地内)
横浜市旭区鶴ヶ峰本町三丁目 28 番 2 号

ウ 参加人数 各社3名以内とする。

エ 申込期限 令和2年7月29日 午後5時まで

オ 申込方法 電子メールによる現場見学会参加申込書（様式3）の提出
なお、送信者は電子メールの送信後、水道局に対し、申込期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。

カ 申込先 第2の3(1)オと同じ

キ 注意事項

- (ア) 開催日時については、申込者に別途通知する。
- (イ) 同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で申込状況を確認すること。
- (ウ) 現場見学会での資料配布は行わない。

- (エ) 現場見学会での質疑は受け付けない。
 - (オ) 各対象場所間の移動に際して、水道局は車両等を手配しない。
 - (カ) 各対象場所において、申込者が手配する車両の乗入れを認める。
- (3) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。
- ア 提出期限 令和2年8月21日 午後5時まで
 - イ 提出方法 電子メールによる実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書（様式4及び様式5）の提出
なお、送信者は電子メールの送信後、水道局に対し、提出期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
 - ウ 提出先 第2の3(1)オと同じ
- (4) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答は、令和2年9月に横浜市ホームページで公表する（予定）。ただし、質問及び意見書の提出者名は公表しない。
なお、意見については、公表しないととも回答は行わない。

第3 入札参加者の備えるべき参加資格条件

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる資格条件を全て満たした特定建設共同企業体を予定している。

(1) 特定建設共同企業体の資格条件

構成員数は、3者とする。

(2) 特定建設共同企業体の構成員の資格条件

ア 横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

イ 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において「土木」に登録を認められている者であること。

ウ 本工事のアドバイザー業務に関わっている者又はその者と資本面（※1）又は人事面（※2）において関連がある者でないこと。

なお、本工事のアドバイザー業務の受託者は、次のとおりである。

- ・株式会社 建設技術研究所
- ・株式会社 東京設計事務所

（※1）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。）における土木一式の総合評定値が、900点から1,300点程度の範囲内で設定する値を上回ること。

オ 本工事の規模に応じた施工実績を有すること。

カ 土木工事に係る監理技術者等を施工現場に専任で配置できること。また、当該監理技術者等は、本工事の規模に応じた施工実績を有すること。

(3) 入札参加者が本工事における設計を自ら行う場合は、特定建設共同企業体の構成員のいずれかは、次の資格を全て満たすものであること。

ア 本工事の規模に応じた設計実績を有すること。

イ 次に掲げる要件を全て満たす管理技術者（設計の技術上の管理及び指揮監督を行うものをいう。以下同じ。）及び照査技術者（設計の技術上の照査を行うものをいう。以下同じ。）を配置できること。

なお、当該管理技術者及び当該照査技術者は、設計を行う者の組織に所属していることとし、それぞれを兼ねることができない。

(ア) 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士【上下水道部門「上水道及び工業用水道」】の資格を有すること。

(イ) 本工事の規模に応じた設計実績を有すること。

(4) 入札参加者が本工事における設計を自ら行わない場合は、次の要件を全て満たす設計受

託者に設計を委託すること。

ア 横浜市水道局契約規程第2条の規定において準用する横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

イ 第3の1(2)ウを満たしていること。

ウ 第3の1(3)の全ての要件を満たしていること。

エ 入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。

2 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本工事に係る入札に参加することができない。

(1) 第3の1に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札参加資格確認申請書類(当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。)に虚偽の記載をしたとき。

第4 審査及び選定に関する事項

1 評価委員会

水道局は、落札者の選定に際して、水道局職員で構成する「横浜市水道局西谷浄水場再整備事業等に係る総合評価落札方式技術評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

評価委員会は、落札者決定基準をあらかじめ決定し、落札者決定基準に基づいて、入札参加者の技術提案等の評価を行う。

2 落札者の決定

水道局は、評価委員会の評価及び入札価格を基に、落札者を決定する。

3 評価結果の公表

水道局は、評価委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、横浜市のホームページ等で公表する。

第5 提出書類の取扱い

1 著作権

入札参加者から提出された技術資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、水道局は、第4に示す技術提案等の評価及び選考過程において必要と認める場合において、入札参加者の確認を得ずに技術資料を複製及び使用できるものとする。

なお、第9の2に示す情報公開及び情報提供並びに水道局が必要と認める場合、入札参加者へ確認の上、技術資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負う。

第6 請負人の責任明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本工事では、施設の設計及び施工の請負契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として請負人が負うものとする。ただし、水道局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、請負人と協議の上、水道局が責任を負うものとする。

2 要求水準と契約不適合

- (1) 本工事の設計及び施工に関する要求水準は、別途、要求水準書（案）に示す。
- (2) 水道局は、設計成果物及び工事目的物が調達公告時に示す要求水準書に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負人に対して修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。
- (3) 水道局は、上記(2)の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 技術提案等が達成されなかったときの対応

- (1) 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- (2) 上記(1)の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格（税抜）の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

4 予想されるリスクと責任分担

水道局と請負人の責任分担は、別途、要求水準書（案）に示す。

第7 契約に関する事項

1 予定価格

本工事の予定価格については、調達公告時に提示する。

2 請負契約及び工事の流れ

請負契約及び工事の流れについては、別途、要求水準書（案）に示す。

3 入札保証金及び契約保証金

本工事の入札保証金及び契約保証金は次に示すとおりである。各保証及び保険の取扱いについて対象機関との協議・調整が必要となる場合は、本工事の実施方針及び要求水準書（案）を活用することを認める。

(1) 入札保証金は、これを免除する。

(2) 契約保証金の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加要領（平成20年12月制定）第27条から第29条までの規定による。

第8 工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、水道局と請負人は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、調達公告時に示す工事請負契約約款（設計・施工一括）に従う。また、契約等に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9 その他

1 入札に伴う費用負担

入札参加者の技術提案及び入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

2 情報公開及び情報提供

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月条例第1号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、横浜市のホームページ等を通じて行う。

3 本工事の実施方針に関する問合せ

問合せ先 横浜市水道局施設部建設課設計係

電話 045-331-5560

電子メール su-kensetsu@city.yokohama.jp